

社債権者集会招集通知
(兼 社債権者集会参考書類)

2025 年 7 月 10 日

トナミホールディングス株式会社
第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）
社債権者 各位

トナミホールディングス株式会社
取締役 経営管理グループ担当
佐藤 公昭

トナミホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が 2019 年 10 月 18 日に発行した総額 100 億円の第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP362940AKA2）（以下「本社債」といいます。）について、下記の通り、本社債の社債要項に定める償還金額並びに償還及び支払利息期限の条件変更（内容は、下記 1 に記載しており、以下「本条件変更」といいます。）を行う社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）を開催いたします。

ご本人又は代理人にてご出席くださいますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席頂けない場合は、事前に書面をもって議決権を行使することができます。書面による議決権行使を行う場合には、下記をご参照の上、議決権行使書面（別紙 1 をご参照ください。）を当社より社債権者集会開催における事務サポートを依頼しております株式会社みずほ銀行資本市場部へご送付くださいますようお願い申し上げます。

本書では、あわせて議案及び提案の理由並びに皆様の議決権の行使についてご留意いただきたい事項及び手続についても記載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

記

1. 本社債に関する本社債権者集会の開催

本社債の本条件変更は、以下により開催予定の本社債権者集会に諮ったうえで決定されます。また、本社債権者集会の決議は、裁判所の認可を条件として効力を生じます。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 日時 | 2025 年 8 月 5 日（火）午前 10 時 |
| (2) 場所 | 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町 2-8-4
日本橋コアビル 4 階 会議室 |
| (3) 目的事項 | 本社債の社債要項の一部を変更する件 |
| (4) 議案の内容 | 本社債の社債要項を以下のとおり変更する。 |

(下線は変更箇所)

変更前	変更後
6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 <u>100</u> 円	6. 償還金額 各社債の金額 100 円につき金 <u>100.432787</u> 円
9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2029 年 10 月 18 日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)	9. 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、 <u>2025 年 9 月 18 日</u> (以下「償還期日」という。) にその総額を償還する。 (以下省略)
10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020 年 4 月 18 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 4 月及び 10 月の各 18 日にその日までの前半か年分を支払う。 (以下省略)	10. 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2020 年 4 月 18 日を第 1 回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年 4 月及び 10 月の各 18 日にその日までの前半か年分を支払う <u>ものとし、2025 年 4 月 19 日から償還期日までの利息は償還期日にこれを支払う。</u> (以下省略)

2. 本社債権者集会を開催する理由 (提案の理由)

既に公表されておりますとおり、2025 年 2 月 27 日から実施された日本郵政株式会社の子会社である J W T 株式会社 (現在は社名変更を行い JP トナミグループ株式会社) による当社普通株式の公開買付けの成立、及び、その後に実施された当社における株式併合の一連の手続により、当社は、2025 年 6 月 19 日をもって東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました (以下「本非公開化」といいます。)

本非公開化に伴い、本社債の繰上償還を行うために、本社債の社債権者の皆様に対し、本社債権者集会を開催し、本条件変更をお願いするものであります。

なお、社債権者の皆様の再投資先検討期間等を考慮し、本社債における変更後の償還金額は、本社債の変更前の償還金額に、変更後の償還期日の翌日から 2026 年 10 月 18 日までの利息相当額を加算して算出しております。

3. 本社債権者集会の開催及び運営

(1) 本社債権者集会の決議要件について

本社債権者集会においては、会社法第724条第2項第1号により、議決権を行使することができる社債権者（議決権者）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、議決権を行使した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意により、議案は可決されます。

(2) 議決権行使に先立つ86条証明書の手続について

本社債における議決権行使にあたりましては、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第86条第1項乃至第3項に従い、本社債権者集会の1週間前（2025年7月28日（月）（午後5時）。以下「ご提示期限」といいます。）までに、振替機関又は口座管理機関にてご発行頂く、社振法第86条第3項に規定する証明書（以下「86条証明書」といいます。）を当社にご提示いただく必要がございます。

そのため、ご提示期限までに、以下「②ご提出先」記載の窓口へ別紙2の様式による「預り証発行依頼書」等とともにご郵送ください（ご提示期限同日必着をお願いいたします）。ご提示いただいた86条証明書は、当社において、本社債権者集会終了までお預かりし、「預り証」を発行いたします。本社債権者集会にご出席の際は、「預り証」をご提示ください。「預り証」のご提示をもって、86条証明書の提示があったものとみなします。

※ 86条証明書が発行されてから、発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該社債について、譲渡、買入その他処分を行うことはできません。

① ご提出いただく書類

- ・ 86条証明書
- ・ 預り証発行依頼書（印鑑証明書で証明されるご実印を押印ください。）
- ・ 印鑑証明書

② ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内1-3-3
株式会社みずほ銀行 資本市場部 中村・森田

③ ご提示期限

2025年7月28日（月） 午後5時 必着

④ 86条証明書について

本社債権者集会のためにご提示いただく86条証明書の詳細については、本社債の

保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関にお問い合わせください。当社においては、86 条証明書の取得手続についてお答えをすることはできません。

(3) 議決権行使手続について

【事前に書面にて議決権を行使される場合】

本社債権者集会の当日のご出席に代えて、書面による議決権行使を行うことができます。

① ご提出いただく書類

(ア) 議決権行使書面（別紙 1）

※議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証発行依頼書と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

(イ) 預り証

※確認後、預り証発行依頼書に記載された住所へご返送いたします。

② ご提出先

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1-3-3

株式会社みずほ銀行 資本市場部 中村・森田

③ ご提出期限

2025 年 8 月 4 日（月）午後 5 時 必着

④ 86 条証明書の返却手続

本社債権者集会の日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

※86 条証明書が発行されてから発行した口座管理機関に返還されるまでの間は、当該社債について譲渡、買入その他の処分はできませんのでご注意ください。

⑤ ご留意事項

(ア) 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。

(イ) 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が当社に提出さ

れた場合、議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。

- (ウ) 議決権行使書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

⑥ 上記（2）記載の 86 条証明書のお手続と同時に、事前に書面にて議決権を行使される場合

上記（2）①「ご提出いただく書類」に加え、議決権行使書面（別紙 1）をご同封いただき（預り証は発行未済ですのご同封は不要です）、上記（2）②「ご提出先」へご提示ください。この場合、上記（2）③「ご提示期限」記載の 2025 年 7 月 28 日（月）午後 5 時までに必要書類をご提示ください。当該書面を受付後、当社において「預り証」を発行いたします。なお、法令上、86 条証明書のご提示期限が議決権行使書面の提出期限より早く到来するため、86 条証明書のお手続と議決権行使を同時に行う場合には、上述のとおり、議決権行使書面についても 86 条証明書のご提示期限である 2025 年 7 月 28 日（月）午後 5 時までに提出頂く必要がありますので、ご留意ください。

【本社債権者集会に出席して議決権を行使される場合】

本社債権者集会当日に、以下の書類をご持参願います。

① ご持参いただく書類

(ア) 議決権行使書面（別紙 1）

※議決権行使書面に本議案の賛否を表示し、印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

※代表者様等の変更により預り証発行依頼書と異なるご実印を押印される場合には、改めて印鑑証明書の添付をお願いいたします。

(イ) 預り証

提示手続完了後、お返しいたします。

(ウ) 本人確認書類

ご出席される方の本人確認書類（運転免許証又は健康保険証等の公的機関発行の個人住所の記載のある本人確認可能な書類）

(エ) 議決権行使委任状（代理人様をご出席される場合）

別紙 3 の様式をご使用ください。

※会社の代表者様でない方がご出席される場合、86 条証明書記載の社債権者様以外の方がご出席される場合には、議決権行使委任状が必要となります。

※印鑑証明書で証明されるご実印で押印願います。

(オ) ご出席される方のお名刺

可能でございましたら、いただけますと幸いです。

② 86 条証明書の返却手続

本社債権者集会の日の翌日以降に、郵送にて預り証発行依頼書に記載された住所へお送りいたします。

(4) 議決権の不統一行使時の注意事項

- ① 書面により議決権行使をするか、本社債権者集会にご出席いただき議決権行使をするかを問わず、会社法第 728 条第 1 項に基づき議決権の不統一行使を行う場合には、2025 年 8 月 1 日（金）又は事前に書面にて議決権行使される時のいずれか早い日までに「議決権の不統一行使について（通知）」（別紙 4）を下記へご提出ください。

〒100-8241 東京都千代田区丸の内 1-3-3

株式会社みずほ銀行 資本市場部 中村・森田

- ② 会社法第 728 条第 2 項に定める「他人のために社債を有する」場合に該当しない社債権者様の議決権の不統一行使はお断りさせていただきます。
- ③ 議案に対する賛及び否の議決権の額の合計額が議決権の額を下回った場合には、当該差額分は、不行使として取り扱います。

※ ご参考：本社債権者集会に関する手続日程

手続	日程（期限等）	備考
振替機関又は口座管理機関との 86 条証明書の発行手続	下記ご提示期限までに提出いただけるよう 86 条証明書の発行に係るお手続をお願いいたします。	上記 3. (2) をご参照のうえ、本社債の保管口座を開設した振替機関又は口座管理機関へお問い合わせください。
86 条証明書のみずほ銀行資本市場部への提出	2025 年 7 月 28 日（月） 午後 5 時まで	上記 3. (2) をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
議決権行使不統一行使のみずほ銀行 資本市場部への通知書の提出（※必要な場合）	2025 年 8 月 1 日（金）	上記 3. (4) をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。
書面による議決権行使 （みずほ銀行 資本市場部への議決権行使書面の送付）	2025 年 8 月 4 日（月） 午後 5 時まで	上記 3. (3) をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の 86 条証明書（又は預り証）の提示が必要となりますので、ご注意ください。 また、86 条証明書のお手続と同時に書面による議決権行使するには、2025 年 7 月 28 日（月）午後 5 時までに議決権行使書面をお送りいただく必要がありますので、ご注意ください。
本社債権者集会への出席及び議決権行使	2025 年 8 月 5 日（火）	上記 3. (3) をご参照のうえ、お手続をお願いいたします。なお、議決権を行使するには、上記の 86 条証明書（又は預り証）の提示が必要となりますので、ご注意ください。

4. 本件に関する問合せ先

トナミホールディングス株式会社 経営管理グループ 財務部

瀧脇

電話番号 03-3664-5403

E-Mail i_takiwaki@tonami.co.jp

なお、社債権者集会に関するお問い合わせは、下記連絡先へお問い合わせください。

株式会社みずほ銀行 資本市場部

中村・森田

電話番号 03-6735-2441

E-Mail bond.supporter@mizuho-bk.co.jp

別紙 1：第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）用

議決権行使書面

2025 年 月 日

招集者兼社債発行会社

トナミホールディングス株式会社 御中

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名

預り証番号：



(印)

2025 年 8 月 5 日に開催されるトナミホールディングス株式会社の第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）(ISIN コード:JP362940AKA2)に係る社債権者集会の下記議案につき、下記の通り書面をもって議決権を行使します。なお、継続会となった場合にも下記のとおり議決権を行使します。

記

1. 議案 社債の要項の一部を変更する件
2. 行使する議決権の額 _____ 円
3. 議決権行使の内容（賛・否いずれかに○を記載して下さい）

賛 ・ 否

以 上

（留意事項）

- ※ 当日のご出席の際は、この議決権行使書面（住所、氏名又は商号、代表者名及び預り証番号並びに行使する議決権の額を事前にご記載ください。）をご持参ください。
- ※ 当日ご出席いただけない場合は、この議決権行使書面に日付、社債権者様の住所、氏名、代表者名又は商号及び預り証の番号、行使する議決権の額並びに議決権行使の内容をご記入いただきご捺印のうえ、2025 年 8 月 4 日（月）午後 5 時より前までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。なお、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。）のお手続と同時に事前に書面にて議決権を行使される場合には「預り証番号」は空欄とし、2025 年 7 月 28 日（月）午後 5 時より前までに、株式会社みずほ銀行資本市場部までご提出ください。
- ※ 同一の社債権者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、その議決権の行使は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱うことといたします。
- ※ 議案についての賛否の記載欄に記載がない議決権行使書面が招集者に提出された場合、各議案に賛成の意思表示があったものとして取り扱うことといたします。
- ※ 本書面に記載されている議決権の額と本社債権者集会時の保有金額（86 条証明書に記載されている金額）に相違がある場合には、後者の金額を議決権の額として取り扱います。

別紙 2：第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）用

預り証発行依頼書

2025 年 月 日

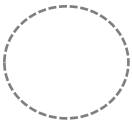
（発行会社） トナミホールディングス株式会社 御中

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名



（印）

トナミホールディングス株式会社が 2019 年 10 月 18 日に発行した総額 100 億円（残高 100 億円）の第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP362940AKA2）（以下「本社債」といいます。）につき、社債、株式等の振替に関する法律第 86 条第 3 項の規定による証明書（以下「86 条証明書」といいます。） _____ 通（内容：額面総額合計 _____ 億円）を受領の上、本社債の社債権者集会（以下「本社債権者集会」といいます。）における議決権行使の前提書類としてお預かりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、本社債権者集会が開催された場合、又は、本社債権者集会の開催が取止めとなった場合には、速やかにご返却くださいますようお願いいたします。

なお、預り証及び 86 条証明書を郵送にて送付する際は下記ご連絡先へ送付をお願いいたします。

記

〈ご連絡先〉

氏名・商号	
住所	
電話番号	
担当部署	
担当者名	

以 上

別紙 3：第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）用

委任状

トナミホールディングス株式会社 御中

私は、_____を代理人と定め、私の所有するトナミホールディングス株式会社の第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP362940AKA2）につき、下記の権限を委任します。

1. 2025 年 8 月 5 日開催のトナミホールディングス株式会社の第 7 回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISIN コード：JP362940AKA2）の社債権者集会（その継続会又は延会を含む。）に私を代理して出席し、議決権を行使すること。
2. 復代理人の選任。
3. その他上記に関連して代理人が必要と認める一切の行為を行うこと。

以 上

2025 年 月 日

社債権者
住所
氏名・商号
代表者名



(印)

別紙4：第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）用

社債権者集会招集者

トナミホールディングス株式会社 御中

社債権者

住所

氏名・商号

代表者名



議決権の不統一行使について（通知）

2025年8月5日に開催されるトナミホールディングス株式会社の第7回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（ISINコード：JP362940AKA2）の社債権者集会（その継続会を含む。）において、会社法第728条第1項に基づき、下記の通り議決権を不統一行使（一部行使を含む。）する場合がありますので通知いたします。

記

1. 議決権不統一行使の理由

2. 議決権不統一行使の方法

議決権行使書面の「2. 議決権行使の内容」に記載する。

以 上

（留意事項）

議決権の不統一行使を行う場合には、2025年8月1日（金）又は事前に書面にて議決権行使される時のいずれか早い日までに、本通知書と本人確認書類とともに社債権者集会招集通知（兼社債権者集会参考書類）記載の宛先へご提出ください。